

消費税軽減税率制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議の開催について

平成 28 年 4 月 8 日
 関係府省庁申合せ
 平成 28 年 12 月 26 日一部改正
 平成 30 年 1 月 29 日一部改正
 平成 30 年 10 月 26 日一部改正
 令和 元年 8 月 6 日一部改正
 令和 3 年 4 月 16 日一部改正
 令和 3 年 11 月〇日一部改正案

1 消費税の軽減税率制度の円滑な運用等の観点から、令和 5 年 10 月に導入される適格請求書等保存方式について、導入のために必要となる対応や中小事業者の経営の高度化の促進に向けた必要な施策を検討するため、消費税軽減税率制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房副長官補（内政担当）
副 議 長	財務省主税局長 中小企業庁長官
構 成 員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣府大臣官房政策立案総括審議官 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長 警察庁長官官房総括審議官 金融庁総合政策局政策立案総括審議官 消費者庁次長 デジタル庁国民向けサービスグループ長 復興庁統括官付審議官 総務省大臣官房総括審議官 総務省自治税務局長 法務省大臣官房政策立案総括審議官 外務省経済局長 国税庁次長 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官 厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 農林水産省経営局長 経済産業省大臣官房商務・サービス審議官 経済産業省経済産業政策局長 国土交通省政策統括官 環境省総合環境政策統括官 防衛省大臣官房政策立案総括審議官

3 会議の庶務は、総務省、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年） 附則第171条第2項に基づく取組みの方針（案）

「政府は、・・・消費税の軽減税率制度の導入後3年を目途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性・・・を検証し、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。」（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年）附則第171条第2項）

【課題1】事業者の準備状況

- 説明会の開催要請等があった事業者団体を通じ、「インボイス制度」への対応開始時期や説明会の効果を把握するアンケート調査を実施。（回答時期：令和3年4月～ 回答50団体・1,889社）
- 具体的な準備の開始時期：
 - 制度開始（令和5年10月）より1年前程度が多数
- 説明会の効果：
 - 説明を受けた事業者の約9割が「理解が進んだ」との回答。事業規模や業容によって必要な準備内容も異なること理解することで、事業者の不安軽減にも資することが期待



《取組みの方向性》

- ✓ 未だ関心を持っていない事業者にもプッシュ型で情報発信を行うなど、引き続き制度を理解して頂く機会を確保することが重要。
- ✓ 個々の事業者の事情を踏まえた、インボイス対応に関するきめ細かな経営相談ができる仕組みが必要。
- ✓ 改正電帳法に基づく領収証等のスキャナ保存の推進に加え、事務負担の軽減に優れた効果を発揮する、電子インボイスを含むバックオフィスのデジタル化を強力に推進することが重要。

登録開始

制度開始

	開始済	R3.7～ R3.9	R3.10～ R4.3	R4.4～ R4.9	R4.10～ R5.3	それ 以降
情報収集	63.8%	14.4%	12.7%	4.1%	1.3%	3.2%
社内周知	14.6%	13.7%	34.9%	18.9%	8.8%	7.7%
取引先と 調整・相談	2.1%	3.8%	17.9%	34.0%	22.8%	14.9%
システム改修	6.9%	3.7%	14.9%	30.6%	22.4%	15.1%

◎説明会等における事業者の声の例

- ・ 「インボイス」という新たな書類を一から作るのではなく、現在やり取りしている市販の請求書に登録番号を追加すればよいことが分かった。
- ・ 簡易課税を利用しているので、インボイス制度導入後であっても、引き続き請求書を保存することなく仕入税額控除ができることが分かった。
- ・ 課税事業者になった場合、売上や事務負担、資金繰り等について、どうなるか分からず心配だ。
- ・ 手書きで帳簿や請求書等を作成しており、管理や保存が大変になる。

【課題2】事業者の取引への影響

＜免税事業者が行う取引＞

【事業者間(BtoB)取引】

免税事業者 → 簡易課税の事業者

簡易課税の事業者は、
インボイスの保存がなくとも控除が可能

免税事業者 → 本則課税の事業者

経過措置により、免税事業者からの
仕入れについても、制度移行後、
・ 当初の3年間は8割、
・ その後の3年間は5割
は仕入税額控除が可能

【対消費者(BtoC)取引】

インボイス不要

【免税事業者が行う取引】

- 消費者や免税事業者、簡易課税の事業者との取引は、インボイス移行の影響を受けない。
(参考1)売上高1千万円以下の事業者が行う取引のうち約6割が消費者との取引。
(参考2)課税事業者の約3分の1は簡易課税事業者
(参考3)非課税取引が多い事業者(金融、保険、医療、介護、不動産等)との取引では、現行制度でも控除対象外。
- さらに本則課税の事業者であっても、免税事業者からの仕入れについて経過措置が設けられている(当初の3年間は8割、その後の3年間は5割を控除可能)。

<免税事業者と取引のある事業者について>

- 一人親方と取引のある建設業者や、フリーランスなど個人事業者との取引が多い事業者に対し、アンケート調査を実施。
- 「条件を変えずに取引を継続」との回答が約半数。「免税事業者との取引をやめる」は2%。
- 他方、免税事業者との取引価格の変更を検討する者や、課税事業者になることを提案する者もそれぞれ2割程度存在。

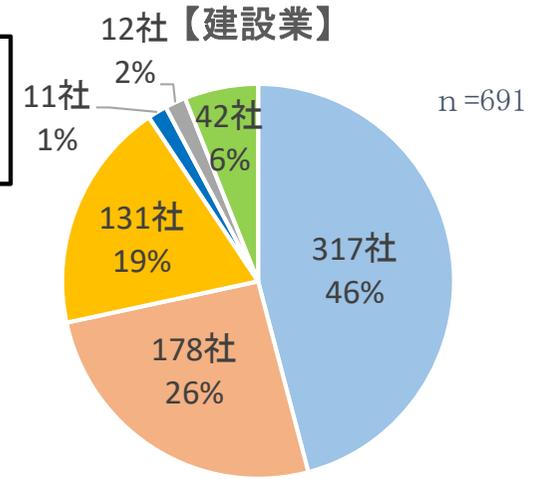


《取組みの方向性》

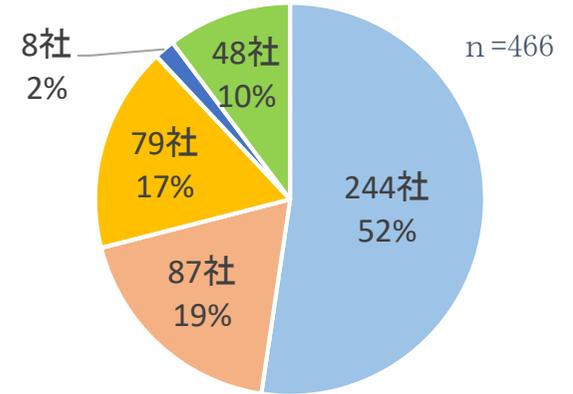
- ✓ インボイス制度移行後の取引条件に関する交渉に際し、発注者側が遵守すべき独禁法等関係法令上のルールを分かりやすい形で周知する必要。
- ✓ 特に、免税事業者に対する一方的な値引きや、課税事業者に転換した者に対する一方的な価格の据え置きなど優越的地位の濫用に対応する必要。
- ✓ 立場の弱い免税事業者等の零細事業者にも手を差し伸べられるよう適切に対応する必要。

Q:インボイス制度移行後、免税事業者との取引において、どのような対応を考えていますか。

- :条件を変えずに取引を継続
- :関係法令を踏まえ、これまでの取引価格を変更できないか検討
- :課税事業者になるよう提案
- :上記の対応は行わずに免税事業者と取引をやめる
- :雇用として受け入れることを検討
- :その他(不明を含む)



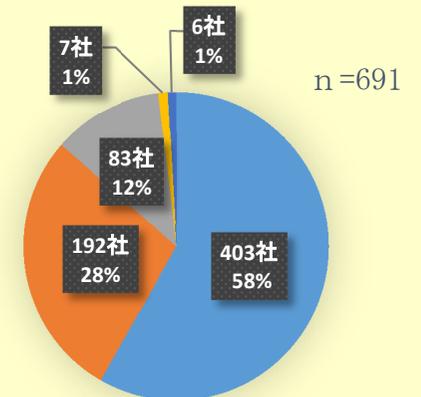
【出版、生命保険、映像・動画・広告制作等】



(参考)

Q:取引を行う際に重視する点(建設業)

- 技術の高さや品質などの仕事ぶり
- 必要になったときにすぐに対応してくれるかどうか
- これまで継続的な取引関係があるかどうか
- 他に比べて価格(報酬)が安いかどうか
- その他



<今後の取り組み案(既実施のものを含む)>

【周知広報のための取り組み】

- ・ 業界団体等を通じた呼びかけ(業界団体への講師派遣、業界紙や機関誌への広告掲載)
- ・ 非対面・対面形式による説明会の開催等
 - 〔 オンライン説明会・対面式説明会の開催/オンライン説明会のアーカイブ動画の配信
コールセンターや個別相談窓口の設置 〕
- ・ 個々の事業者に対するプッシュ型の周知(免税事業者を含む全事業者に対するリーフレットの送付等)
- ・ 国税庁HPにおける情報発信の充実(特設サイトの開設、制度に関するQ&A、パンフレット、動画の掲載)
- ・ 税理士会、関係民間団体等との連携(制度周知、e-Taxによる早期の登録申請の勧奨)

【事業者の準備を支援するための取り組み】

- ・ 中小企業団体を通じた経営相談窓口の体制を強化
- ・ デジタル化の強力な推進のために、デジタル化への重要性への気づきを促すとともに、専門家を派遣しサポート
- ・ IT導入補助金により、中小企業のバックオフィスの生産性向上に向けて、会計ソフト・受発注システム等の導入を支援
- ・ 持続化補助金により、インボイス制度導入等の環境変化も見据えて取り組む小規模事業者を支援
- ・ デジタルインボイスの実装に向けた取り組みの推進
- ・ 改正電子帳簿保存法の活用の推進

【免税事業者をはじめとした事業者の取引環境の整備】

- ・ 免税事業者等に対する独占禁止法、下請法、建設業法に関するQ&Aと具体的事例の作成公表・アップデート
- ・ 各業界団体への法令遵守要請(Q&Aの送付 等)
- ・ 相談窓口での対応(下請かけこみ寺、駆け込みホットライン)
- ・ 下請Gメンや書面調査による状況把握
- ・ 公共調達における価格転嫁の必要性についての自治体への周知
- ・ 免税事業者が課税転換する際の環境整備

【参考】事務負担等に関する誤解や懸念に対する考え方①

インボイスを交付する売り手としての立場

【請求書等の様式を変更してインボイスという複雑な書類を新たに作成する必要がある】

- 現在使っている請求書等に既に税率や税額の記載があれば、登録番号のみの追加で対応可能。
- 市販されている手書きの領収書・請求書や、インターネットで無料配布されているフォーマットを利用することも可能。さらに、軽減税率制度に対応したレジであれば、ほぼ全ての機種がインボイス制度への対応が可能。

【交付したインボイスの写しの保存が新たに必要になる】

- 必ずしも交付したインボイスそのものの写し(コピー等)である必要はなく、請求書等の元になったデータやレジジャーナルの保存でも対応が可能。手書きであれば複写・スキャンしたもので良い。

免税事業者の立場

【免税事業者のまましていると消費税相当額の10%が値引かれてしまう】

- 一方的な値引きについては、関係法令により適切に対処。また、免税事業者との取引については、影響が緩和されるように経過措置により制度上で配慮されている。

【インボイス発行事業者(課税事業者)になった場合、売上の10%相当もの納税が必要になる】

- 課税事業者となった者に対する一方的な価格の据え置き等に対しては関係法令により適切に対処。
- 課税事業者となった場合は仕入税額控除が可能となるため、納税額は売上の10%相当額より小さくなる。また、簡易課税制度を利用した場合は業種ごとのみなし仕入率に応じて控除が可能であり、例えば、建設業(みなし仕入率70%の場合)の納税額は、売上の約3%相当額となる。

【参考】事務負担等に関する誤解や懸念に対する考え方②

インボイスを受け取る買い手としての立場

【多くの中小企業が制度移行の準備や対応が必要になる】

- 簡易課税制度を適用している一定規模以下の中小企業等の場合、買い手としての対応は**不要**。

【仕入先が免税事業者かどうかや、受領した請求書等の登録番号の有無を確認する必要になる】

- インボイス制度への移行をきっかけとして、標準化されたデジタルインボイスの普及促進を図りバックオフィスの生産性の向上を後押しする。
- 継続的な取引関係のある仕入先や、一定規模以上の仕入先であれば「相手が免税事業者か」や「請求書に登録番号があるか」を確認する必要性は限定的。

【少額であっても請求書等の保存が必要になる】

- 現行制度でも、所得税法・法人税法においては、3万円未満の請求書等を受け取った場合は保存が必要。
- 令和3年度税制改正で電子帳簿保存法が抜本的に見直されており、例えば少額のレシート等についてもスマートフォン等の撮影によるスキャナ保存の活用により、負担軽減が可能。上記のデジタルインボイスの普及と合わせて、バックオフィスのデジタル化を後押しする。

【税額計算の方法について現行制度から大きな変更が生じる】

- インボイス制度移行後であっても、インボイス記載税額の積上げだけではなく、引き続き、現行制度の計算方法(割戻し方式)も適用可能。

インボイス制度への対応に関するQ & Aについて（概要）（案）

インボイス制度に関し、免税事業者やその取引先の対応について考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

インボイス制度で何が変わるのか

Q1 インボイス制度が実施されて、何が変わりますか？

課税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けることで、インボイスを発行できるようになります。インボイスには消費税額等が記載されるため、その転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。事業者は請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があるところ、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣やITの導入支援などによる対応を検討しています。

免税事業者への影響

Q2 免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響が生じるのですか？

売上先が、以下のどちらかに該当する場合は、取引への影響は生じないと考えられます。

- ①売上先が消費者又は免税事業者である場合
- ②売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合

そのほか、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

Q3 売上先がQ2のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか？

免税事業者の取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、インボイス制度の実施後6年間は、仕入税額控除が可能とされています。なお、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法・下請法・建設業法により問題となる可能性があります(Q7参照)。

Q4 免税事業者が課税事業者を選択した場合、何が必要になりますか？

課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要になりますが、課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度を適用でき、その場合は仕入れの際にインボイスを受け取り、保存する必要はありません。

課税事業者の留意点

Q5 課税事業者は、免税事業者からの仕入れについて、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があることにも、ご注意ください。

Q6 課税事業者が、新たな相手から仕入れを行う場合、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。また、簡易課税制度を適用していない場合は、取引条件を設定するに当たり、相手がインボイス発行事業者かを確認する必要があります。免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。

インボイス制度への対応に関するQ & Aについて（概要）（案）

独占禁止法等において問題となる行為

Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合であって、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となり得ます。

2 商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、仕入先が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、今後の取引に与える影響を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A（案）

令和●年●月●日
財務省
公正取引委員会
経済産業省
中小企業庁
国土交通省

はじめに

このQ & Aは、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関し、事業者の方々から寄せられている質問、特に免税事業者^(注)やその取引先の対応に関する考え方を明らかにしたものであり、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的としたものです。

(注) 基準期間（個人の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の事業者で、消費税の納税義務が免除される制度（事業者免税点制度）の適用を受ける事業者をいいます。基準期間における課税売上高が1,000万円以下でも、所轄税務署長への事前届出により課税事業者となることができます。

(参考) 国税庁HPに、インボイス制度の特設サイトが設けられていますので、ご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>)

また、インボイス制度について、さらに詳しくお知りになりたい方は、以下もご覧ください。

- ・適格請求書等保存方式の概要 —インボイス制度の理解のために—（令和3年7月 国税庁）

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>)

- ・消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A（令和3年7月改訂 国税庁）

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>)

Q 1 インボイス制度が実施されて、何が変わりますか。

A インボイス制度の実施後も、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を控除（仕入税額控除）し、その差引税額を納税するという消費税の原則は変わりません。

また、インボイス制度の実施後も、簡易課税制度^(注1)を選択している場合は、現在と同様、売上げに係る消費税額に一定割合（みなし仕入率）を乗じて仕入税額控除を行うことができます。一方、簡易課税制度を選択していない場合、仕入税額控除を行うためには、適格請求書^(注2)（インボイス）の保存が必要となります。

インボイスは、課税事業者が適格請求書発行事業者^(注3)の登録を受けることで、発行できるようになります。課税事業者間の取引では、売手は現在使用している請求書等の様式に登録番号等を追加することなどが必要になり、買手（簡易課税制度を選択していない場合）は受け取ったインボイス及び帳簿を保存することで仕入税額控除を行うことができます。

また、インボイスには消費税率や消費税額が記載されるため、売手は納税が必要な消費税額を受け取り、買手は納税額から控除される消費税額を支払うという対応関係が明確となり、消費税の転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。

なお、インボイス制度実施に伴う事業者の対応として、インボイス制度の実施までに、適格請求書発行事業者となる売手では、端数処理のルールの見直しを含めた請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があります。また、交付したインボイスの写しの保存等や、仕入税額控除を行おうとする買手では、新たな仕入先が適格請求書発行事業者かどうかの確認や、受け取ったインボイスが記載事項を満たしているかどうかの確認が必要となる場合があります。このような事業者の対応に向けては、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣や IT の導入支援などによる対応を検討しています。なお、簡易課税制度を適用している事業者は買手としての追加的な事務負担は生じません。

(注1) 基準期間（個人の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者について、売上げに係る消費税額に、業種ごとに定められた一定割合（みなし仕入率）を乗じることにより、仕入税額を計算する仕組みです。適用を受けるためには所轄税務署長への事前届出が必要となります。

(注2) 現行制度において保存が必要となる区分記載請求書の記載事項に加えて「登録番号」、「消費税率」及び「消費税額等」の記載が必要となります。

(注3) インボイス制度が実施される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を所轄税務署長に提出する必要があります。

Q 2 現在、自分は免税事業者ですが、インボイス制度の実施後も免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響が生じるのですか。

A インボイス制度の実施後も、免税事業者の売上先が以下のどちらかに当てはまる場合は、取引への影響は生じないと考えられます。

① 売上先が消費者又は免税事業者である場合

消費者や免税事業者は仕入税額控除を行わないため、インボイスの保存を必要としないからです。

② 売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合

簡易課税制度を選択している事業者は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができるからです。

そのほか、非課税売上げに対応する仕入れについては仕入税額控除を行うことができませんので、例えば医療や介護など、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

Q 3 売上先がQ 2のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか。

A 売上先がQ 2のいずれにも該当しない課税事業者である場合、その課税事業者は免税事業者からの仕入れについて、原則、仕入税額控除ができないこととなります。しかし、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

また、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者と比して取引条件についての情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。このような状況下で、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法又は下請法若しくは建設業法により問題となる可能性があります。具体的に問題となりうる行為については、Q 7をご参照ください。

なお、インボイス制度の実施を契機として、売上先から取引条件の見直しについて相談があった場合は、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担していることを踏まえつつ、以上の点も念頭に置いて、売上先と交渉をするなど対応をご検討ください。

(参考) 下請法及び建設業法並びに独占禁止法の優越的地位の濫用規制に関するご相談については、別紙の「下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口」までお問い合わせください。

Q 4 免税事業者が課税事業者を選択した場合には、何が必要になりますか。

A 課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要となります。なお、インボイス制度の実施後も、基準期間（個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の事業者は事前に届出を提出することで簡易課税制度を適用できます。簡易課税制度は中小事業者の事務負担への配慮から設けられている制度であり、売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じることにより仕入税額を計算することができますので、仕入れの際にインボイスを受け取り、それを保存する必要はありません。

また、課税事業者（簡易課税制度を選択している場合を含みます）がインボイスを発行する場合は、所轄の税務署長への登録申請や、売上先に発行する請求書等の様式への登録番号等の追加、売上先へのインボイスの交付、その写しの保存などが必要となります。

インボイスには消費税率や消費税額が記載されるため、売手は納税が必要な消費税額を受け取り、買手は納税額から控除される消費税額を支払うという対応関係が明確となり、消費税の転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。

その他、課税事業者を選択した場合には、消費税法令に基づき、帳簿書類について原則7年間保存する必要があります。

Q 5 現在、自分は課税事業者ですが、免税事業者からの仕入れについて、インボイス制度の実施に当たり、どのようなことに留意すればいいですか。

A 簡易課税制度を適用している場合は、インボイス制度の実施後も、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができますので、仕入先との関係では留意する必要はありません。

簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があることにも、ご注意ください。

なお、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者と比して取引条件についての情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。このような状況の下で取引条件を見直す場合、その設定方法や内容によっては、独占禁止法又は下請法若しくは建設業法により問題となる可能性があります。具体的に問題となりうる行為については、Q7をご参照ください。

(参考) 下請法及び建設業法並びに独占禁止法の優越的地位の濫用規制に関するご相談については、別紙の「下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口」までお問い合わせください。

免税事業者からの仕入れについて、インボイス制度の実施に伴う対応を検討するに当たっては、以上の点も念頭に置きつつ、仕入先とよくご相談ください。

また、免税事業者である仕入先との取引条件を見直すことが適当でない場合に、仕入税額控除を行うことができる額が減少する分について、原材料費や諸経費等の他のコストとあわせ、販売価格等に転嫁することが可能か、自らの売上先等と相談することも考えられます。

Q 6 課税事業者が、インボイス制度の実施後に、新たな相手から仕入れを行う場合には、どのようなことに留意すればいいですか。

A 簡易課税制度を適用している場合は、インボイス制度の実施後も、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができますので、仕入先との関係で留意する必要はありません。

また、簡易課税制度を適用していない場合は、インボイス制度の実施後は、取引条件を設定するに当たり、相手が適格請求書発行事業者かを確認する必要があると考えられます。

免税事業者からの仕入れは仕入税額控除ができないため、免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。例えば、免税事業者である仕入先に対して、「税抜」や「税別」として価格を設定する場合には、消費税相当額の支払いの有無について、互いに認識の齟齬がないよう、ご注意ください。

また、具体的な取引価格の設定に当たっては、取引への影響に配慮して経過措置が設けられていることなど、Q 5の内容もご参照ください。

Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか。

A 事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものですが、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者との間で取引条件について情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が、直ちに問題となるものではありませんが、見直しに当たっては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう注意が必要です。

以下では、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者と取引を行う事業者がその取引条件を見直す場合に、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある行為であるかについて、行為類型ごとにその考え方を示します。

また、以下に記載する行為類型のうち、下請法の規制の対象となるもの^(注1)については、その考え方を明らかにします。下請法と独占禁止法のいずれも適用可能な行為については、通常、下請法が適用されます。なお、以下に記載する行為類型のうち、建設業を営む者が業として請け負う建設工事の請負契約におけるものについては、下請法ではなく、建設業法が適用されますので、建設業法の規制の対象となる場合についても、その考え方を明らかにします。

(注1) 事業者(買手)と免税事業者である仕入先との取引が、下請法にいう親事業者と下請事業者の取引に該当する場合であって、下請法第2条第1項から第4項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託に該当する場合には、下請法の規制の対象となります。

(参考1) 優越的地位の濫用規制に関する独占禁止法上の基本的な考え方は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(平成22年公正取引委員会)で示しているとおりです。

(参考2) 下請法の運用に関する基本的な考え方は、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号)で示しているとおりです。

(参考3) 建設工事の請負契約に係る元請負人と下請負人との関係については、「建設業法令遵守ガイドライン(第7版)」(令和3年7月 国土交通省不動産・建設経済局建設業課)で具体的に示しています。

(参考4) 下請法及び建設業法並びに独占禁止法の優越的地位の濫用規制に関するご相談については、別紙の「下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口」までお問い合わせください。

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して取引価格の引下げを要請し、取引価格の再交渉において、仕入税額控除が制限される分^{（注2）}について、免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担をも考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合であって、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となり得ます。

また、取引上優越した地位にある事業者（買手）からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、その際、仕入先が納税義務を負うこととなる消費税分を勘案した取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、著しく低い取引価格を設定した場合についても同様です。

（注2）免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされています。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、仕入先の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減じた場合には、下請法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額として問題となります。この場合において、仕入先が免税事業者であることは、仕入先の責めに帰すべき理由には当たりません。

また、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような下請代金など、著しく低い下請代金の額を不当に定めた場合には、下請法第4条第1項第5号で禁止されている買いたたきとして問題となります。

下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めた場合についても、同様です。

なお、建設業法の規制の対象となる場合で、元請負人（建設工事の下請契約における注文者で建設業者であるもの。以下同じ。）が、自己の取引上の地位を不当に利用して免税事業者である下請負人（建設工事の下請契約における請負人。以下同じ。）と合意することなく、下請代金の額を一方的に減額して、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような代金による下請契約を締結した場合や、免税事業者である下請負人に対して、契約後に、取り決めた下請代金の額を一方的に減額した場合等により、下請代金の額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

2 商品・役務の成果物の受領拒否、返品

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先が免税事業者であることを理由に、商品の受領を拒否することは、当該仕入先が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

また、同様に、当該仕入先から受領した商品を返品することは、どのような場合に、どのような条件で返品するかについて、当該仕入先との間で明確になっておらず、当該仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合、その他正当な理由がないのに、当該仕入先から受領した商品を返品する場合であって、当該仕入先が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、仕入先の責めに帰すべき理由がないのに、給付の受領を拒む場合又は仕入先に給付に係る物を引き取らせる場合には、下請法第4条第1項第1号又は第4号で禁止されている受領拒否又は返品として問題となります。この場合において、仕入先が免税事業者であることは、仕入先の責めに帰すべき理由には当たりません。

3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れるが、その代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目での金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、当該仕入先との間で明確になっておらず、当該仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、当該仕入先が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担と

なり、当該仕入先に不利益を与えることとなる場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

その他、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、正当な理由がないのに、発注内容に含まれていない役務の提供その他経済上の利益の無償提供を要請することは、当該仕入先が今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることによって、仕入先の利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第3号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となります。

4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れるが、その代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、当該仕入先が、それが事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、今後の取引に与える影響を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させる場合には、下請法第4条第1項第6号で禁止されている購入・利用強制として問題となります。

また、建設業法の規制の対象となる場合で、元請負人が、免税事業者である下請負人と下請契約を締結した後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、当該下請負人に使用資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを当該下請負人に購入させて、その利益を害すると認められた場合には、建設業法第19条の4の「不当な使用資材等の購入強制の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、例えば、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税

事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

以上

インボイス制度の開始に向けた取組状況

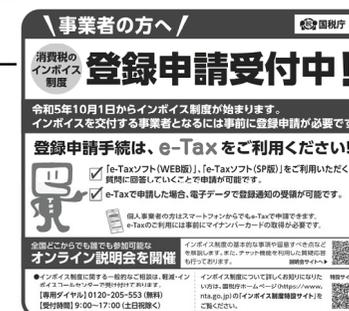
令和3年11月

国税庁

【周知広報のための取組】

業界団体等を通じた呼びかけ

- 事業者団体等からの要請に応じた講師派遣を実施。
- 業界紙、税務専門誌及び各省庁の所管団体の機関誌等（10月26日時点で、119誌に掲載（今後掲載分含む。））へ広告を掲載。



非対面・対面形式による説明会の開催等

- 説明会の開催
 - ◆ 新型コロナウイルス感染症に留意しつつ、国税局・税務署主催の説明会を開催するとともに、全国どこからでも参加できるオンライン説明会を開催。
 - ◆ オンライン説明会のアーカイブ動画を国税庁HPに掲載（11月8日現在、約5.4万回再生）。
- 相談への対応
 - ◆ 電話相談の窓口として「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」を設置。
 - ◆ 個別相談に対応するため各税務署に「改正消費税相談コーナー」を設置。

個々の事業者に対するプッシュ型の周知

- 免税事業者を含む全事業者向けにリーフレット等を送付しプッシュ型の周知を実施（10月以降順次）。

【周知広報のための取組】

国税庁HPにおける情報発信の充実

- 国税庁HPにインボイス特設サイトを開設し、制度に関するQ&A、パンフレット、制度を説明する動画等を掲載。

税理士会、関係民間団体等との連携

- 税理士会・関係民間団体等を通じて制度の周知をするとともに、早期のe-Taxによる登録申請を勧奨。



【適格請求書発行事業者の申請・登録状況等】

□ 申請・登録状況

- 10月末時点の申請件数は10万件程度。申請されたものから順次審査を行い、同月末時点で登録された件数は、46,496件。

□ 適格請求書発行事業者公表サイトの運用開始

- 10月1日から公表サイトの運用開始。
- 同サイトでは11月1日から登録情報の確認が可能。

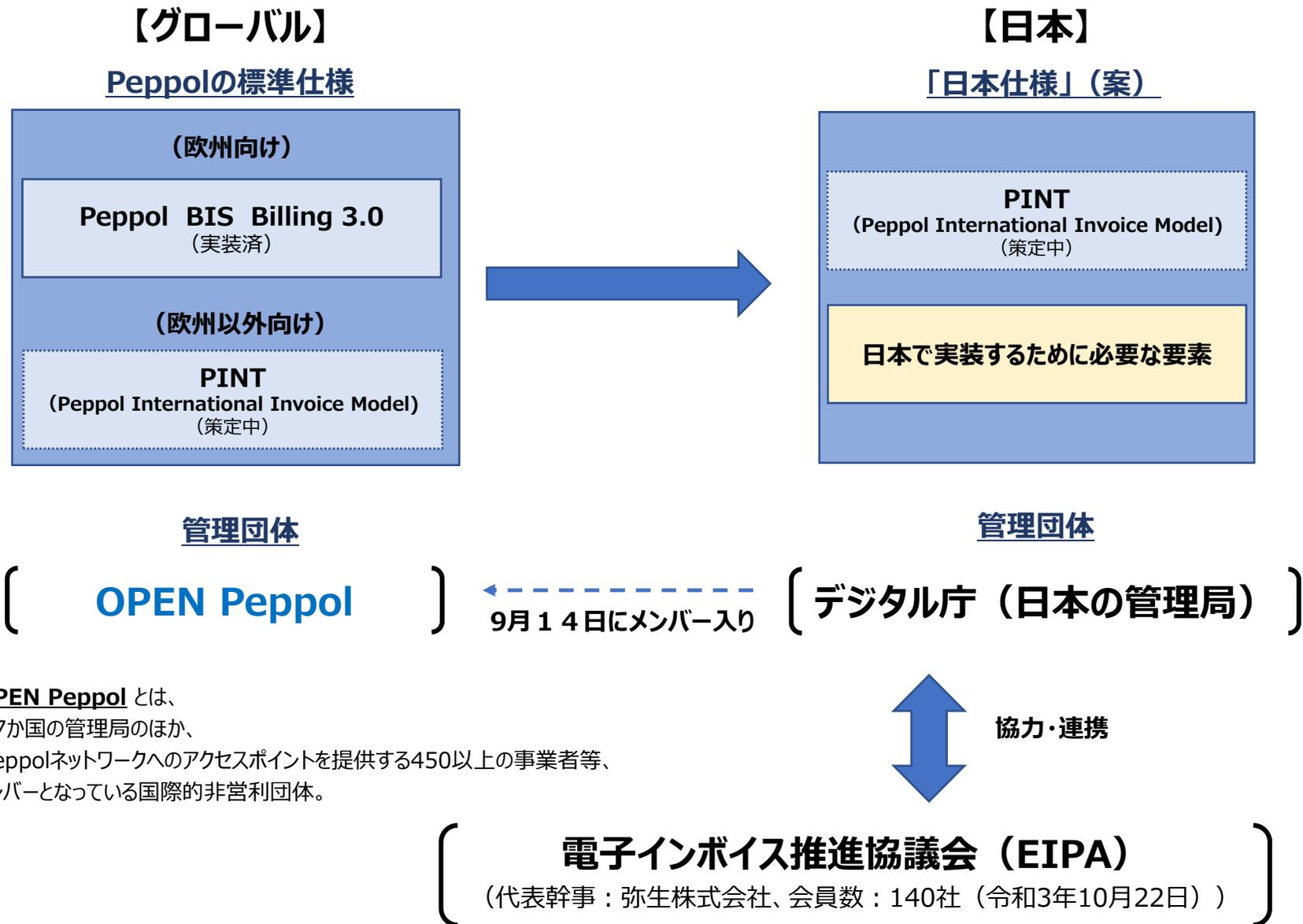


「標準化された電子インボイス」の 普及に向けた取組について

2021年11月

デジタル庁

Peppolをベースとした「標準化された電子インボイス」について

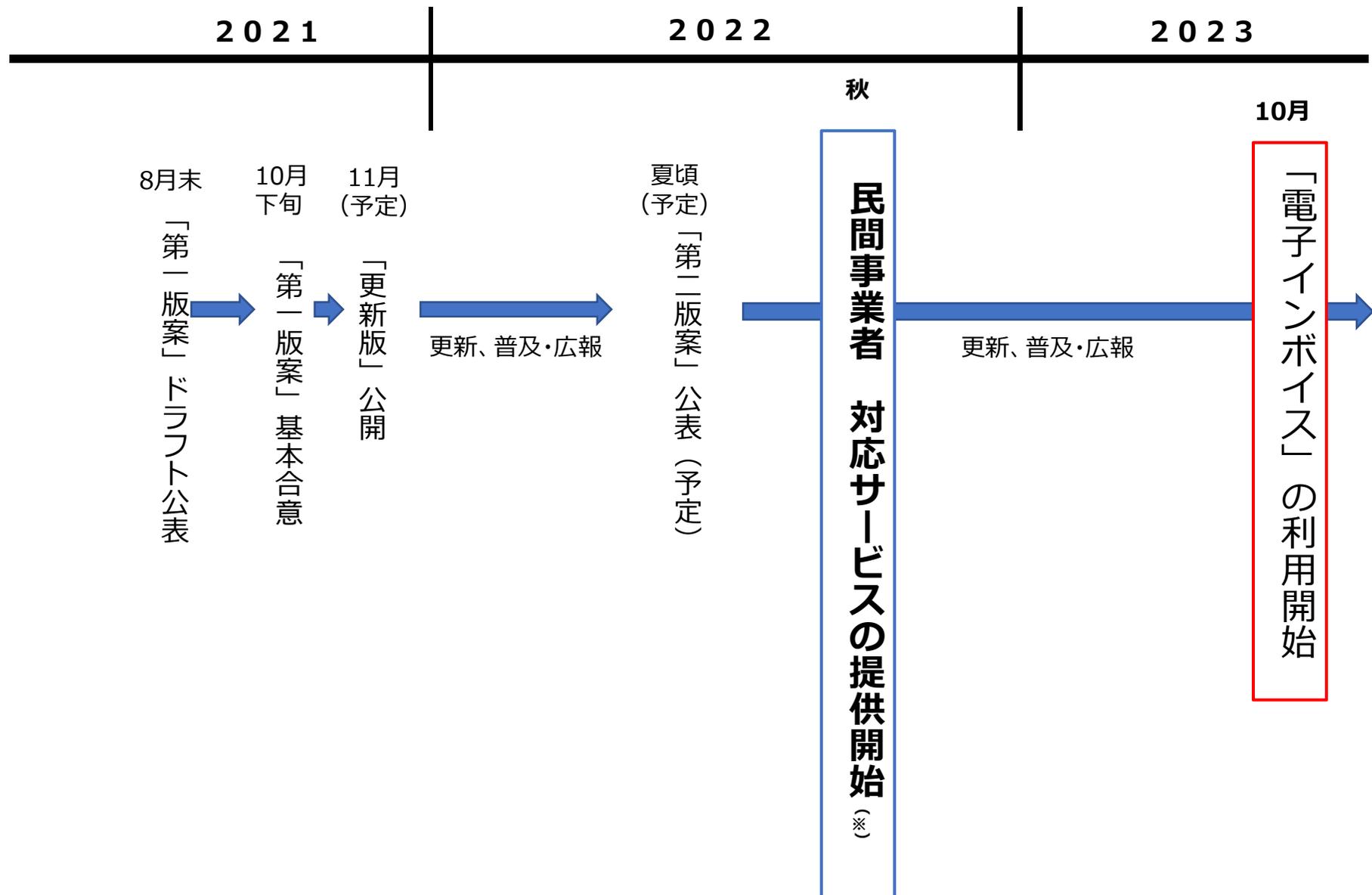


※**OPEN Peppol** とは、

- ・ 17か国の管理局のほか、
- ・ Peppolネットワークへのアクセスポイントを提供する450以上の事業者等、

がメンバーとなっている国際的非営利団体。

「標準化された電子インボイス」の普及に向けた取組のスケジュール（イメージ）



(※) 民間事業者による対応サービスの提供の具体的な時期については、各社の経営判断等により異なります。

**「消費税インボイス制度」と
「バックオフィス業務のデジタル化」等
に関する実態調査結果**

2021年11月10日
日本商工会議所

調査概要・回答企業の属性	2
I. インボイス制度導入への準備状況等	3
1. インボイス制度導入への準備状況	4
2. インボイス制度導入に向けた課題	5
3. インボイス制度導入後の対応予定	6
4. インボイス制度導入後の免税事業者の課税転換	7
5. 免税事業者が課税転換する際の課題等	8
6. 課税事業者における販売時の消費税の端数処理方法	9
II. バックオフィス業務のデジタル化状況等	10
1. 経理事務の外部依頼状況・従事人数	11
2. 売上・仕入の集計業務のデジタル化状況等	12
3. 請求書等の作成業務のデジタル化状況等	13
4. 帳簿の作成業務のデジタル化状況等	14
5. 受発注業務のデジタル化状況	15
6. 改正電子帳簿保存法への対応の意向	16
7. 電子申告への対応状況等	17

調査概要・回答企業の属性

②

【調査概要】

- 調査対象：各地商工会議所の会員企業
 - 回答事業者数：3,812者/4,301者（回収率88.6%）
 - 調査期間：6月7日～7月2日
 - 調査方法：経営指導員等によるヒアリング調査
- ※各種データは端数処理（四捨五入）の関係で、合計値が100%とならない場合がある。

【回答企業の属性】

○業種（n=3,773）

業種	事業者数	構成比
製造業	514	13.6%
建設業	400	10.6%
卸売業	228	6.0%
小売業	899	23.8%
サービス業	847	22.4%
飲食業	744	19.7%
印刷・出版業	41	1.1%
その他	100	2.7%

○売上高（n=3,775）

売上高	事業者数	構成比
1千万円以下	1,632	43.2%
1千万円超～5千万円以下	1,368	36.2%
5千万円超～1億円以下	263	7.0%
1億円超	512	13.6%

○取引形態（n=3,651）

取引形態	事業者数	構成比
主として対事業者取引（BtoB）	1,350	37.0%
主として対消費者取引（BtoC）	2,301	63.0%

○課税選択（n=3,778）

課税選択	事業者数	構成比
本則課税事業者	1,315	34.8%
簡易課税事業者	933	24.7%
免税事業者	1,530	40.5%

○青色申告の承認状況（n=3,754）

青色申告の承認状況	事業者数	構成比
受けている（複式簿記）	2,827	74.8%
受けている（簡易簿記）	736	19.5%
受けていない（白色申告）	191	5.1%

I. インボイス制度導入への準備状況等

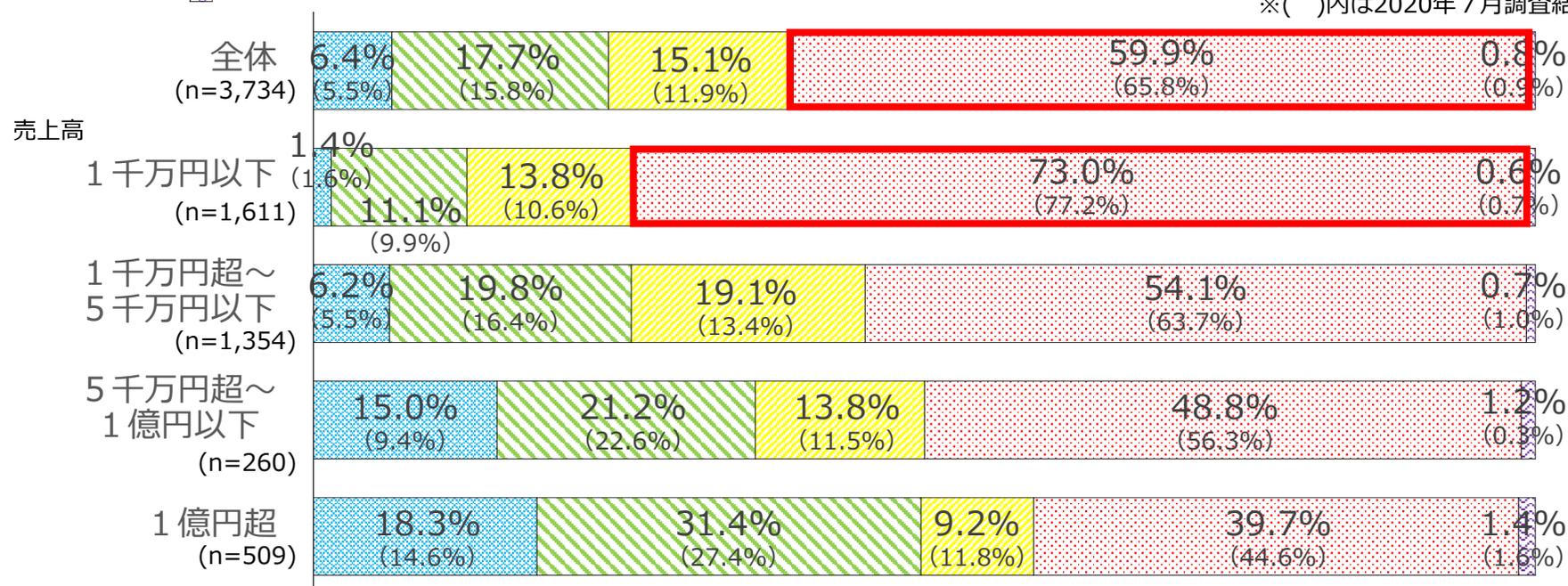
1. インボイス制度導入への準備状況

➤ 約6割の事業者がインボイス制度導入に向けて特段の準備を行っていない。特に、「売上高1千万円以下の事業者」では依然として7割超と、小規模な事業者ほど準備が進んでいない傾向が見られる。

【インボイス制度導入への準備状況】

- 請求書等発行や経理・受発注等に係るシステムの入替・改修等を行っている
- 情報収集は行っているが、具体的には取り掛かっていない
- 情報提供を受けたことはあるが、どのような準備が必要か分からない
- 特に何もしていない
- その他

※()内は2020年7月調査結果

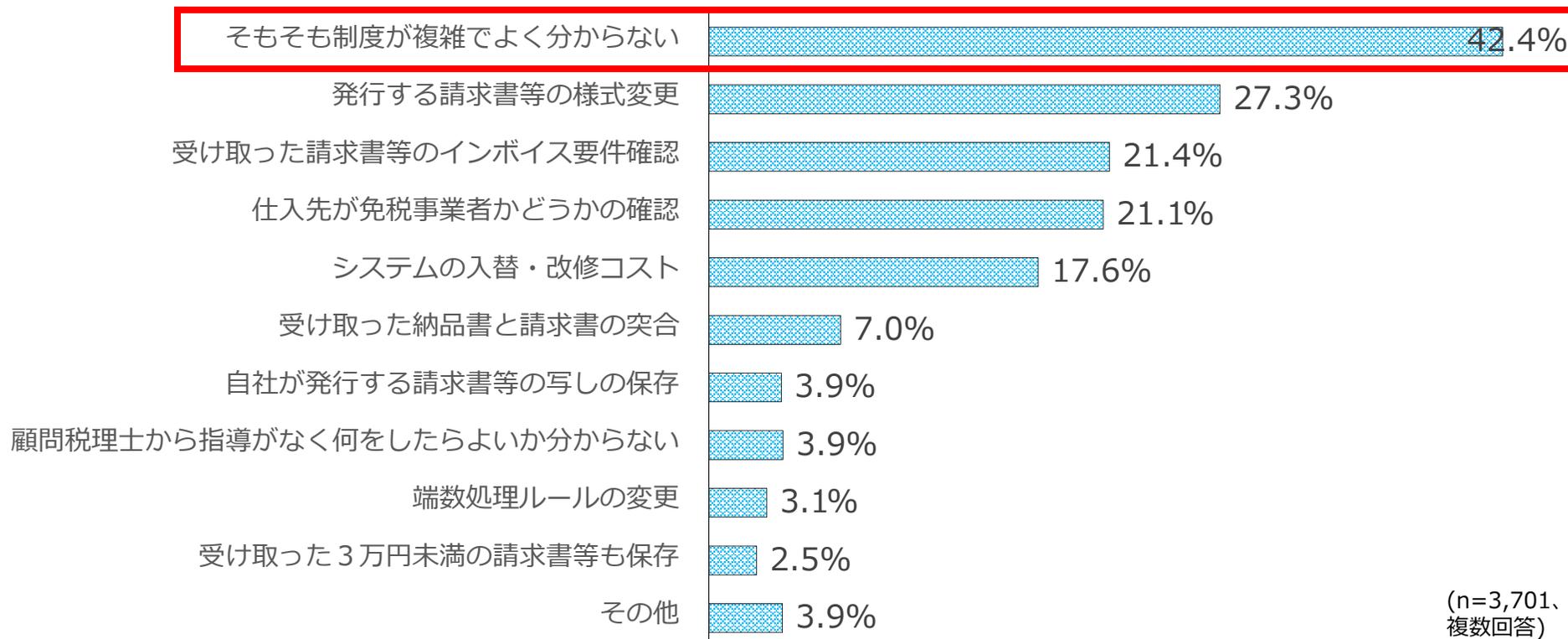


2. インボイス制度導入に向けた課題

⑤

- ▶ インボイス制度導入に向けた課題としては、「そもそも制度が複雑でよく分からない」が4割超で最多。次いで、「発行する請求書等の様式変更(27.3%)」、「受け取った請求書等のインボイス要件確認(21.4%)」、「仕入先が免税事業者かどうかの確認(21.1%)」となっている。
- ▶ その他、「コロナで先行き不透明の中、制度を理解する余裕もない」といった声も寄せられた。

【インボイス制度導入に向けた課題】

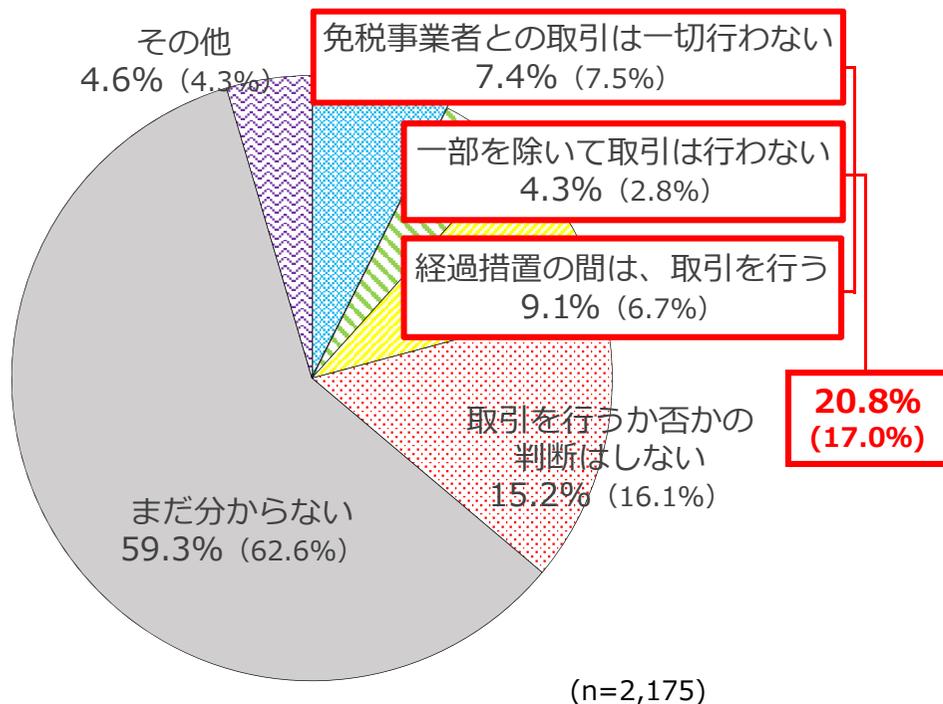


3. インボイス制度導入後の対応予定（課税事業者における免税事業者との取引）⑥

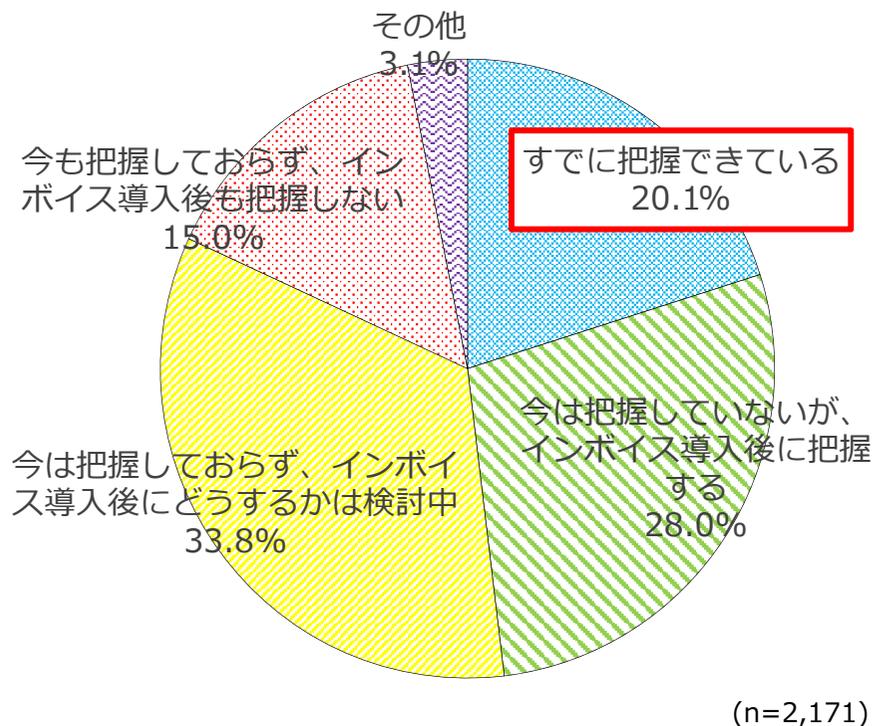
- 課税事業者の2割超が「免税事業者との取引は（一切または一部）行わない」・「経過措置の間は取引を行う」と回答し、免税事業者との取引を見直す意向を示した。
- 取引先が免税事業者かどうか「すでに把握できている」課税事業者は、約2割。

【免税事業者からの仕入】

※()内は2020年7月調査結果



【取引先が免税事業者かどうかの把握】



※「インボイス制度導入から一定期間経過後、免税事業者からの仕入は仕入れ税額控除が認められなくなる」旨を設問上に付記

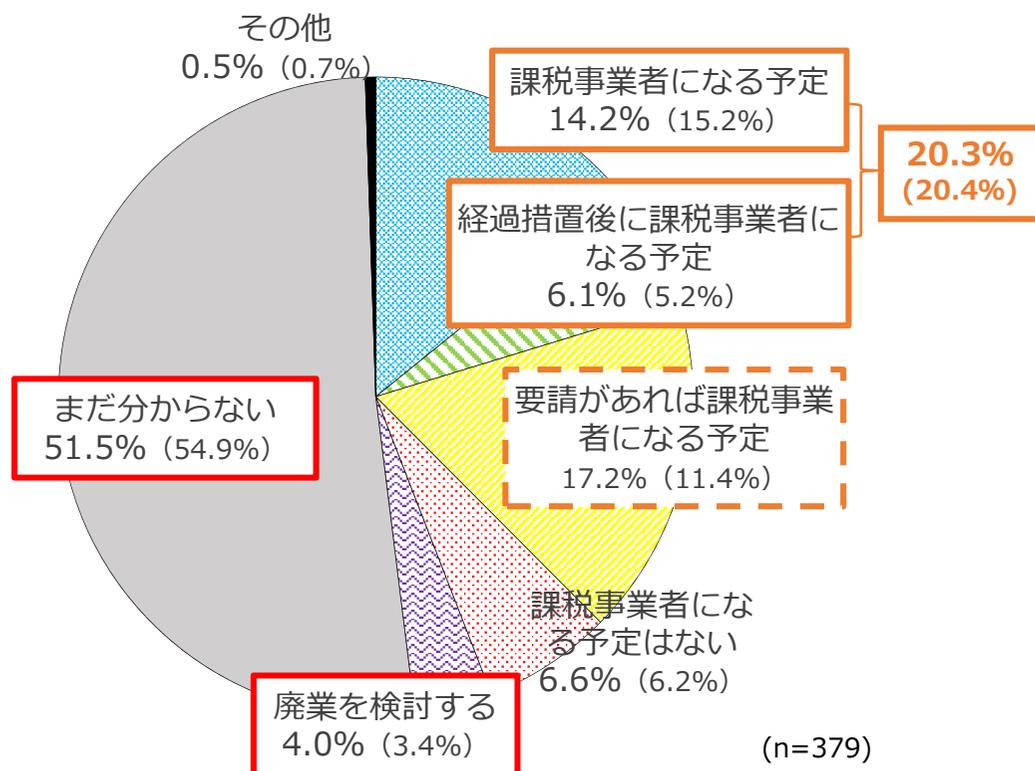
4. インボイス制度導入後の免税事業者の課税転換

⑦

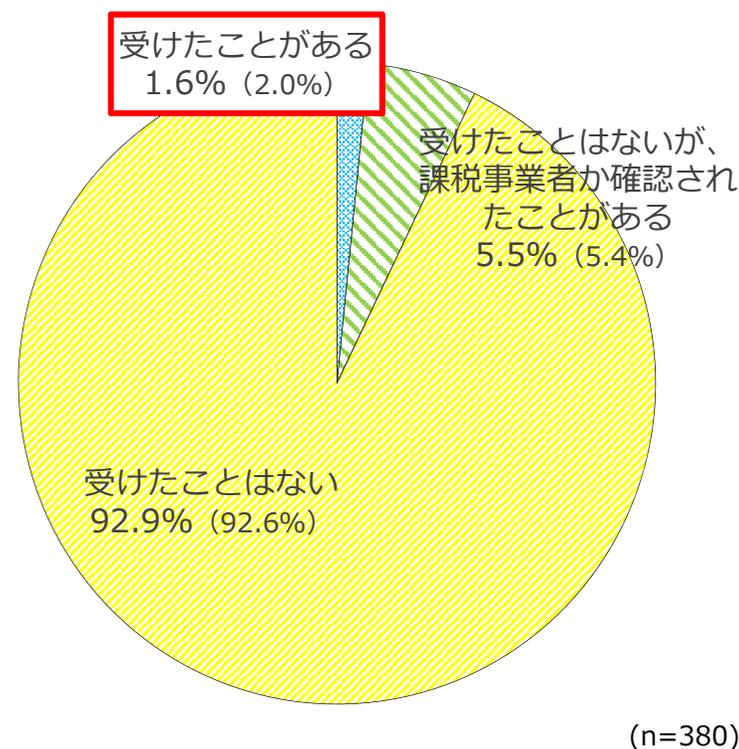
- 免税事業者の約2割は「課税事業者になる予定」である一方、約5割の事業者が「まだ分からない」と回答した。また、「廃業を検討する」と回答した事業者も4%存在。
- 取引先から課税事業者になるよう「要請を受けた」ことがある免税事業者が1.6%。

【免税事業者 (BtoB) の対応】

※()内は2020年7月調査結果



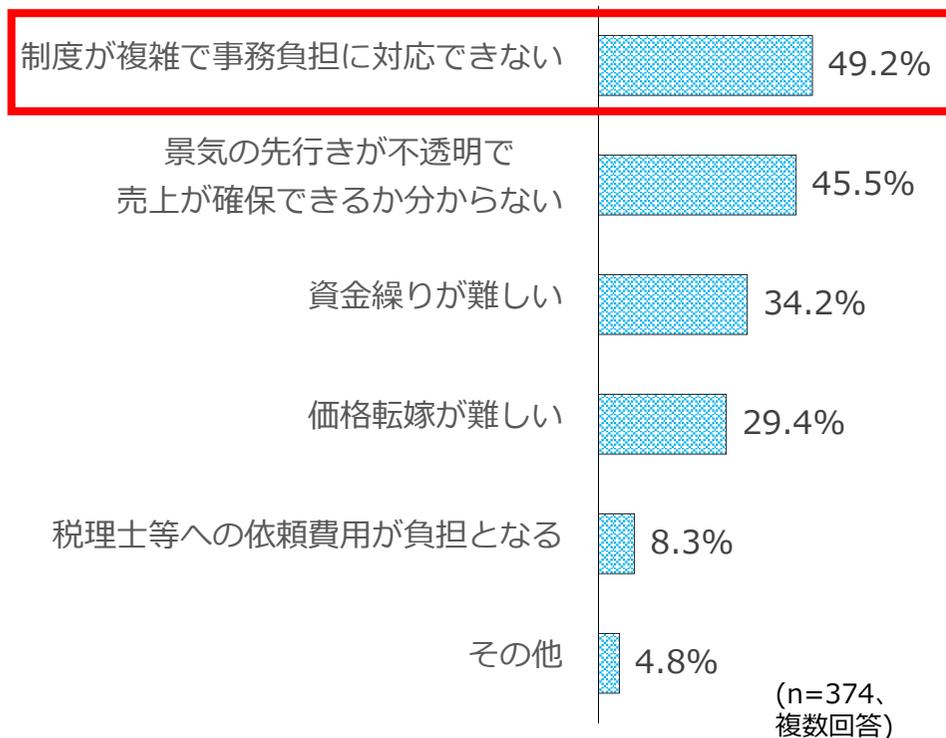
【課税転換要請の有無 (BtoB)】



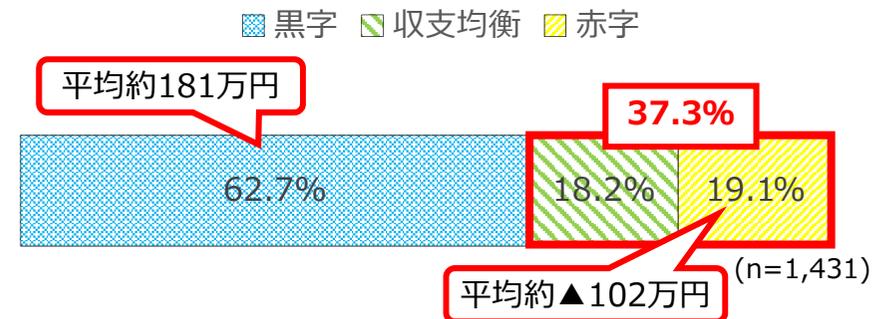
5. 免税事業者が課税転換する際の課題等

- 免税事業者が課税転換する際の課題は、「事務負担に対応できない」が約5割。次いで、「売上が確保できるか分からない（45.5%）」、「資金繰りが難しい（34.2%）」となっている。
- 免税事業者の約4割は直近の利益が収支均衡以下。
- 免税事業者の受注・販売先数は4割超が5社（者）未満で、取引先の減少が経営悪化に直結する可能性が高い。

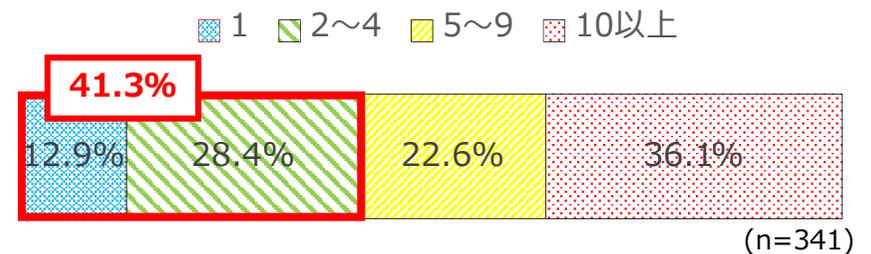
【免税事業者（BtoB）が課税転換する際の課題】



【直近1年間の税引き前利益】



【免税事業者（BtoB）における受注・販売先数】



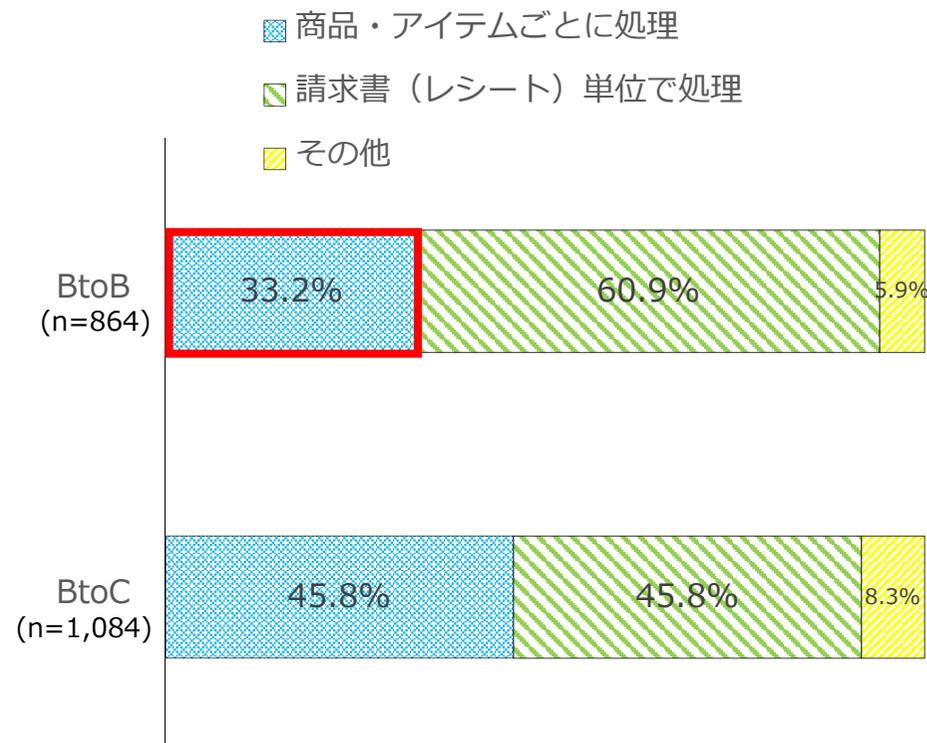
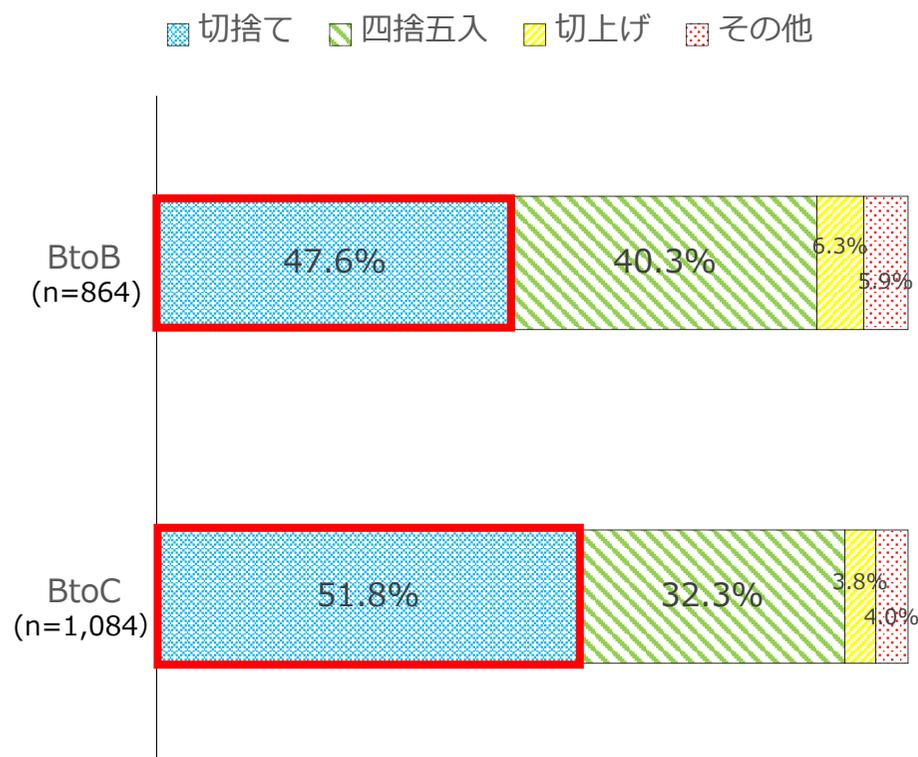
6. 課税事業者における販売時の消費税の端数処理方法

⑨

- BtoB、BtoCともに、約5割の事業者が、販売時における消費税の1円未満の端数は「切捨て」処理している。
- BtoB事業者の3割超が「商品・アイテムごと」に端数処理を行っている。

【端数処理の方法】

【端数処理の単位】



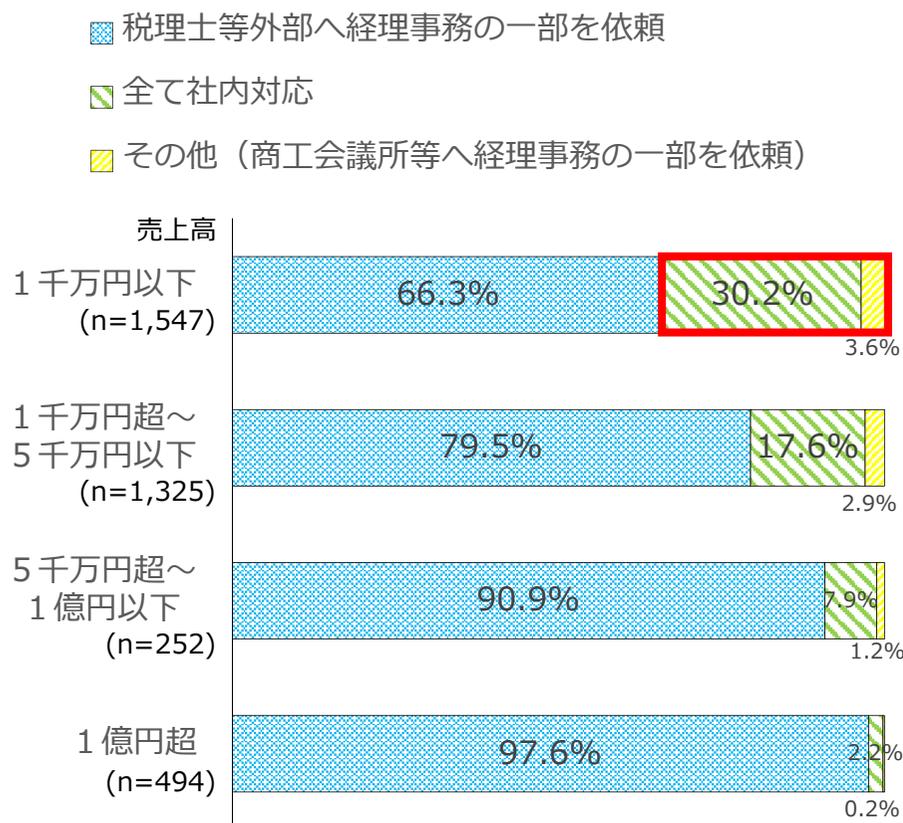
※インボイス制度導入後の端数処理は、1請求書あたり税率ごとに1回行うことになり、商品・アイテムごとの端数処理は認められなくなる

Ⅱ. バックオフィス業務のデジタル化状況等

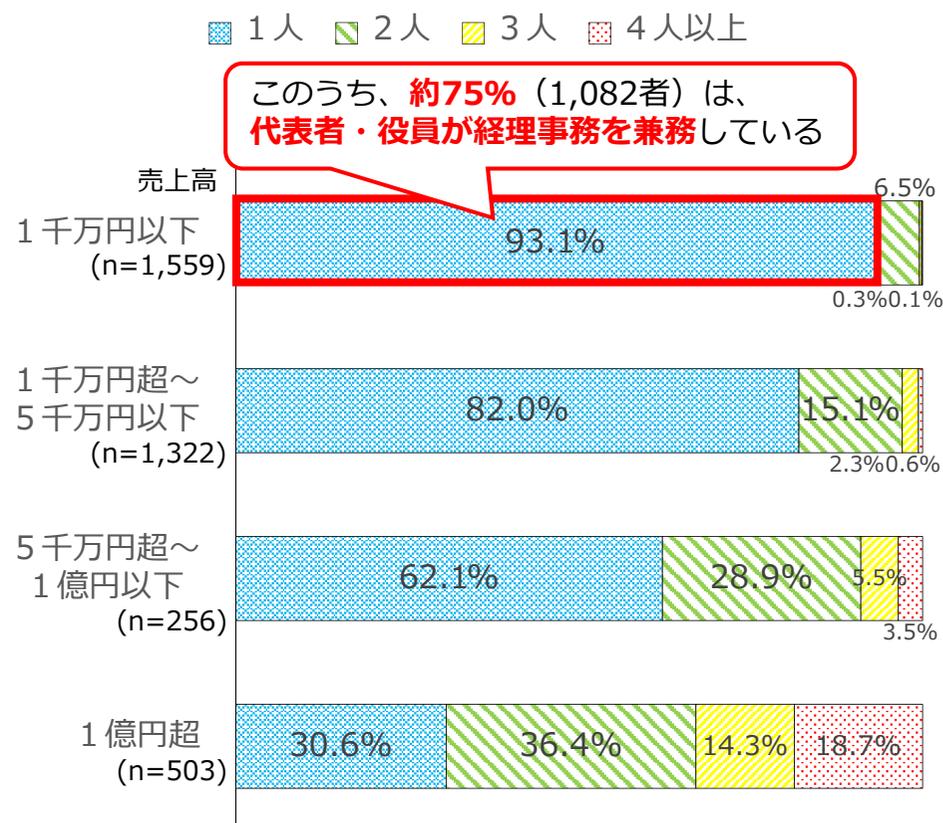
1. 経理事務の外部依頼状況・従事人数

- 経理事務の外部依頼状況について、「売上高 1 千万円以下の事業者」では 3 割超が「全て社内対応」する等、税理士等外部専門家の関与がない。
- 経理事務の従事人数について、「売上高 1 千万円以下の事業者」では 9 割超が 1 人で従事しており、その約 75% は代表者・役員が兼務している。

【経理事務の外部依頼状況】



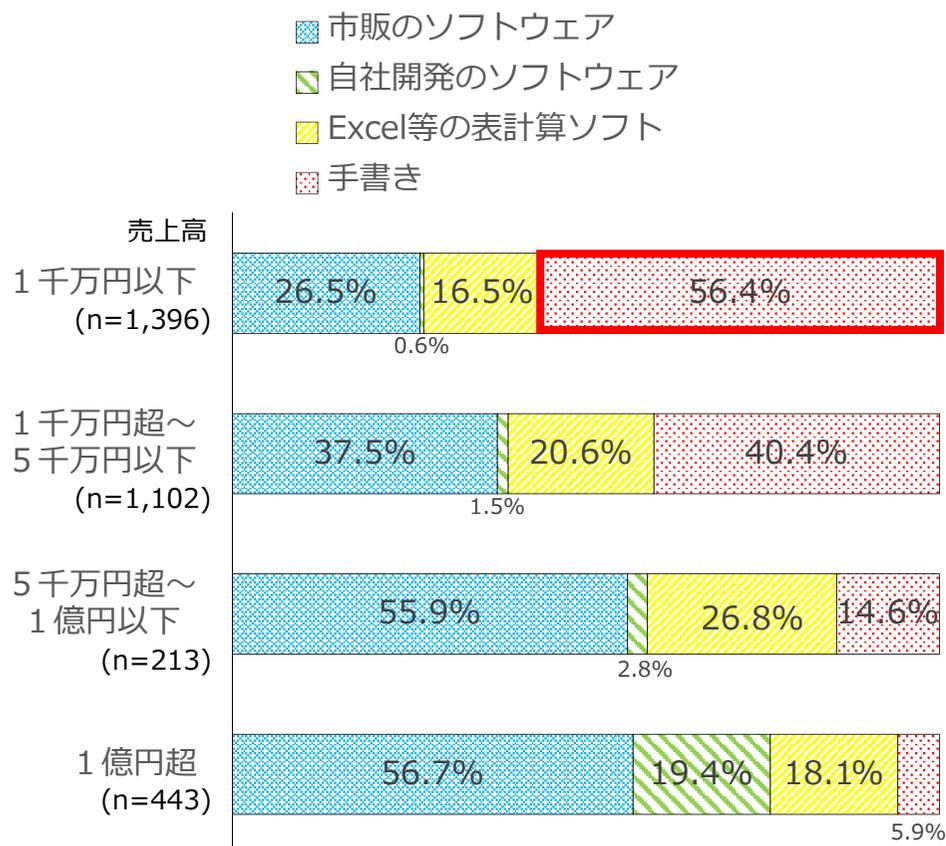
【経理事務の従事人数】



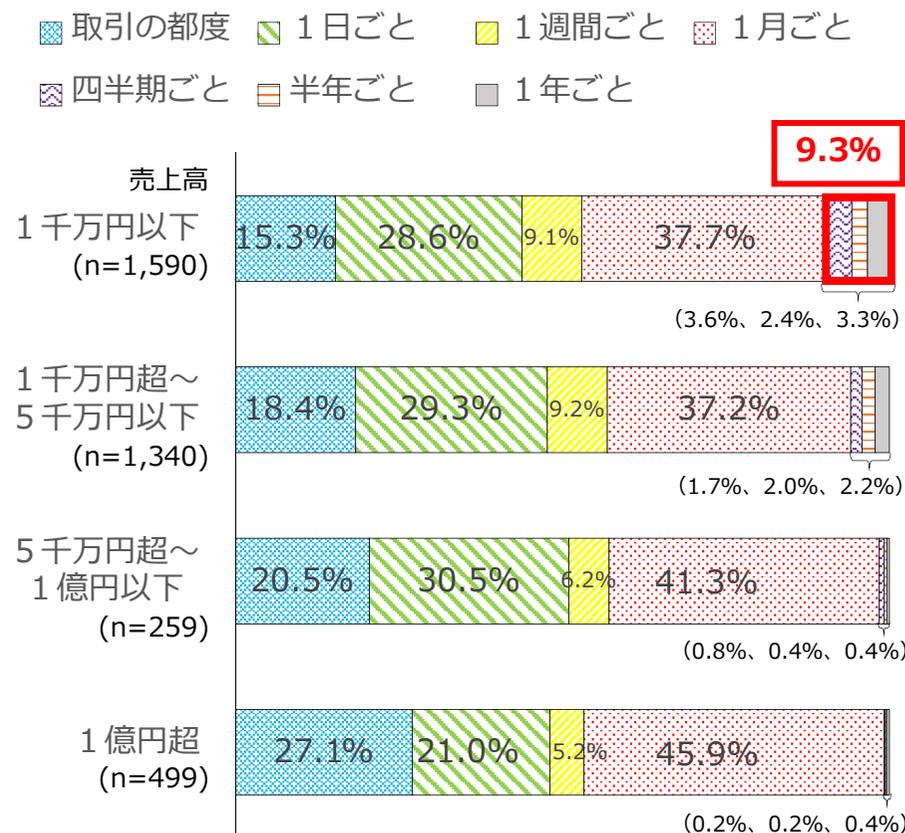
2. 売上・仕入の集計業務のデジタル化状況等

- ▶ 小規模な事業者ほど手書きの割合が高く、「売上高 1 千万円以下の事業者」では約 6 割にのぼる。
- ▶ 売上・仕入の集計頻度は、小規模な事業者ほど低い傾向があり、「売上高 1 千万円以下の事業者」では約 1 割が「四半期ごと～1 年ごと」と回答している。

【売上・仕入の集計業務のデジタル化状況】



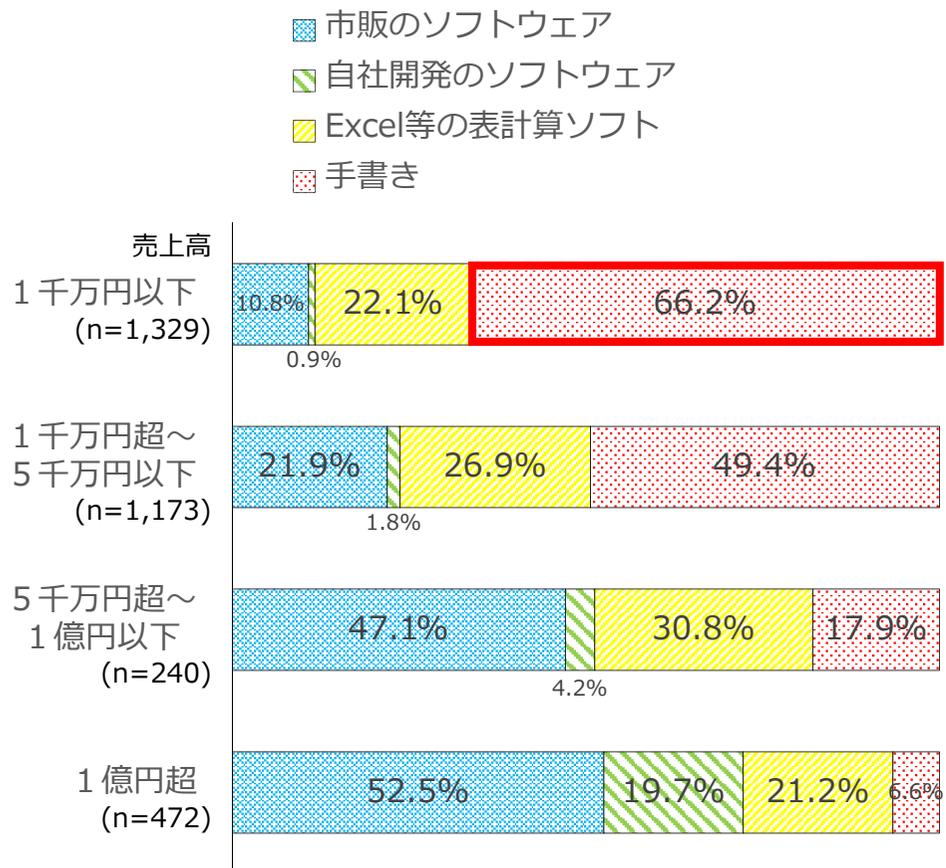
【売上・仕入の集計業務の処理頻度】



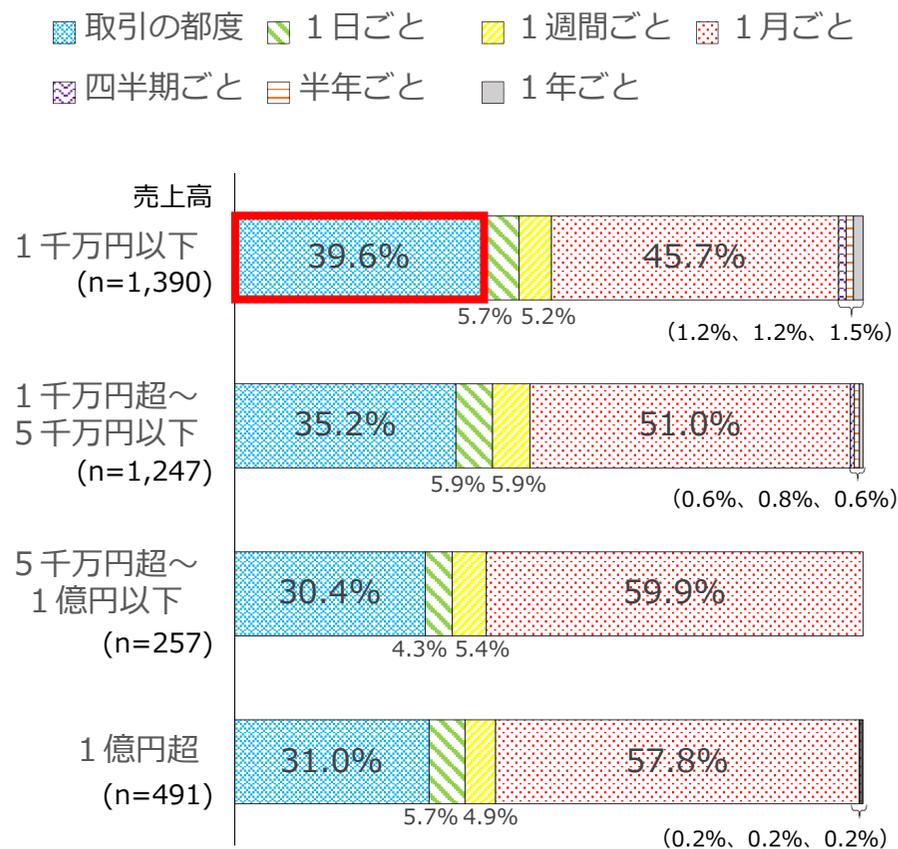
3. 請求書等の作成業務のデジタル化状況等

- 小規模な事業者ほど手書きの割合が高く、「売上高 1 千万円以下の事業者」では約 7 割にのぼる。
- 請求書等作成の頻度は、小規模な事業者ほど高い傾向があり、「売上高 1 千万円以下の事業者」では約 4 割が「取引の都度」と回答している。

【請求書等の作成業務のデジタル化状況】



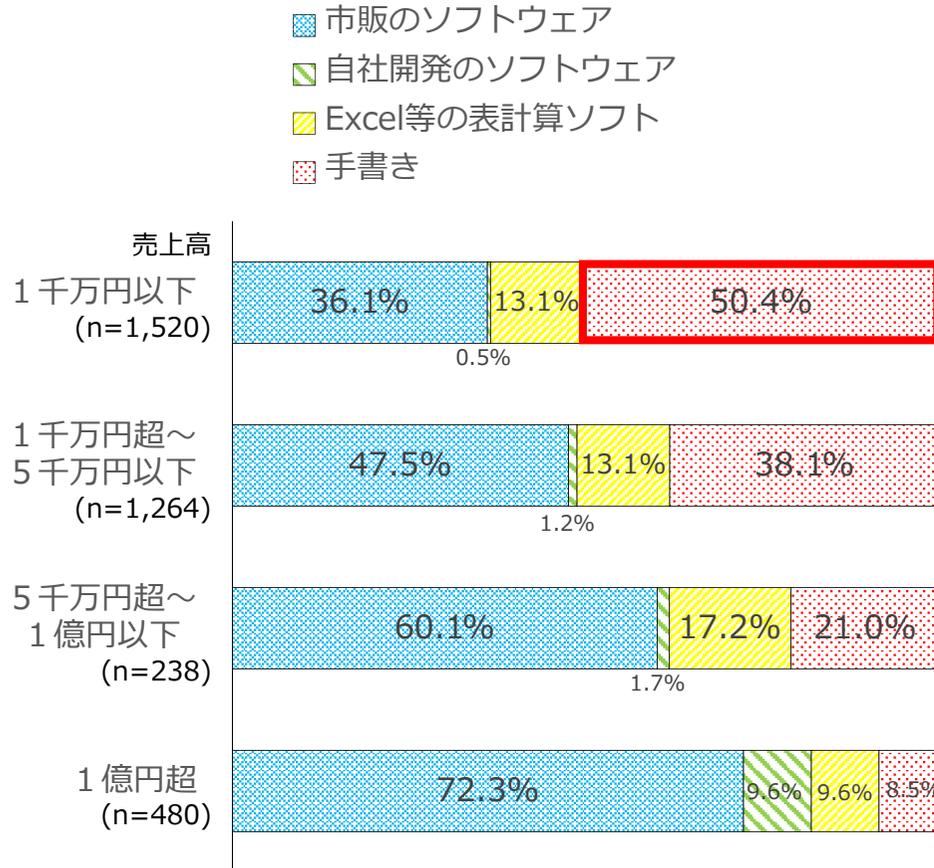
【請求書等の作成業務の処理頻度】



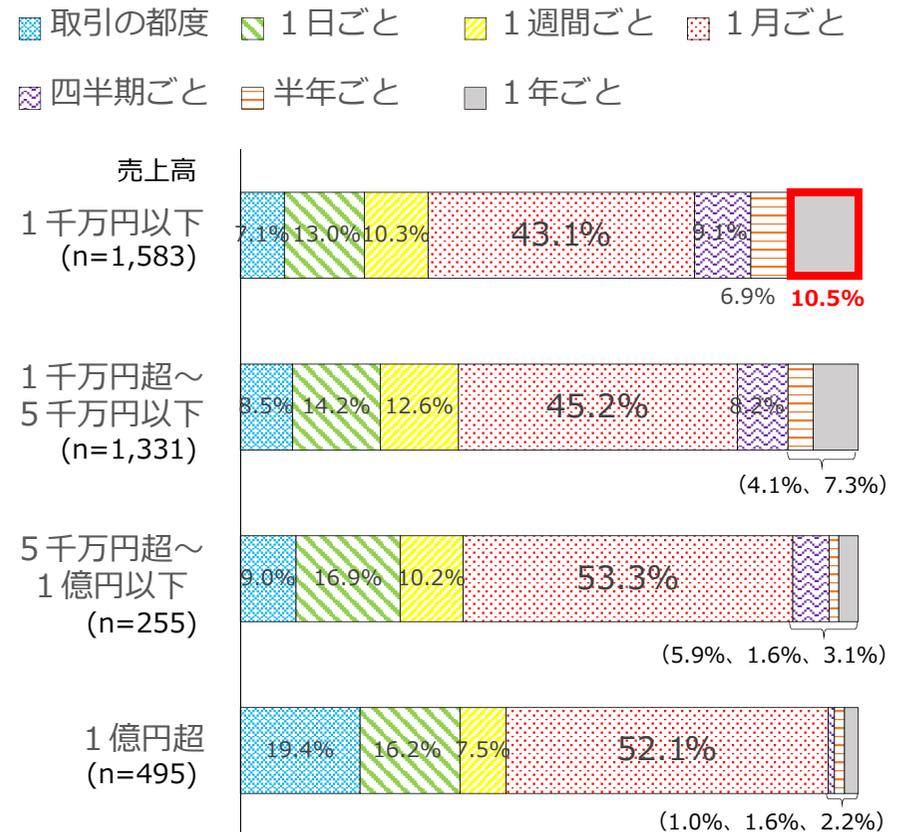
4. 帳簿の作成業務のデジタル化状況等

- 小規模な事業者ほど手書きの割合が高く、「売上高 1 千万円以下の事業者」では約 5 割にのぼる。
- 帳簿作成の処理頻度は、小規模な事業者ほど低い傾向にあり、「売上高 1 千万円以下の事業者」では約 1 割が「1 年ごと」と回答している。

【帳簿の作成業務のデジタル化状況】



【帳簿の作成業務の処理頻度】



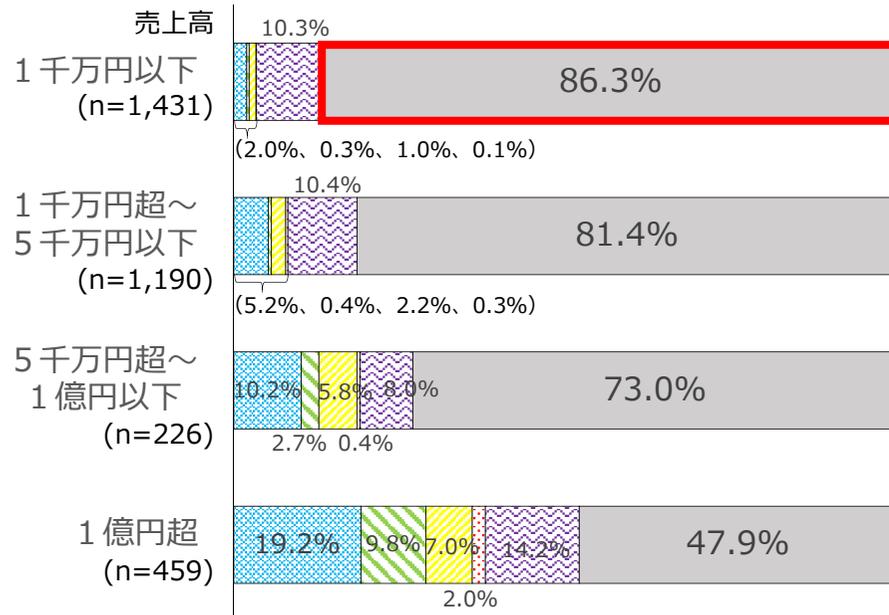
5. 受発注業務のデジタル化状況

- 受注業務について、「売上高1千万円以下の事業者」では約9割が電話やFAX等を中心的なツールとして活用している。
- 発注業務について、「売上高1千万円以下の事業者」では約8割が電話やFAX等を中心的なツールとして活用している。

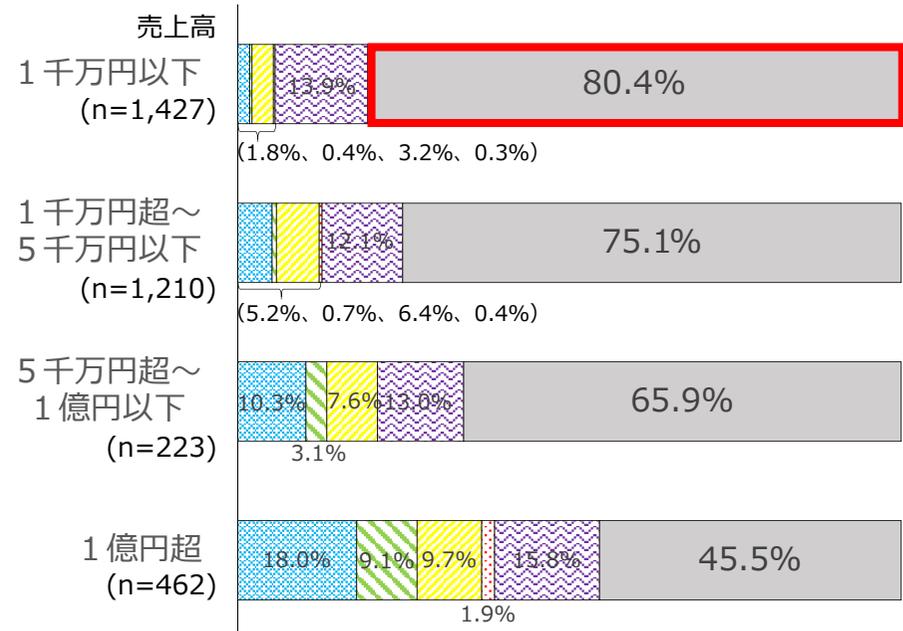
【受発注業務のデジタル化状況】



【受注業務】



【発注業務】

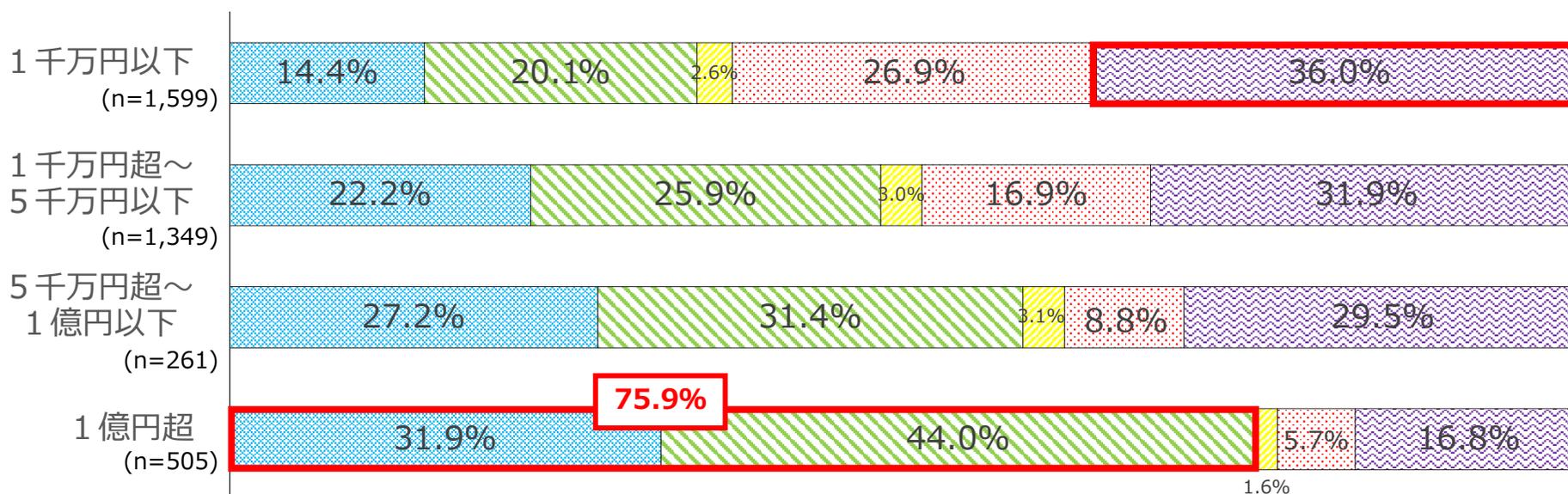
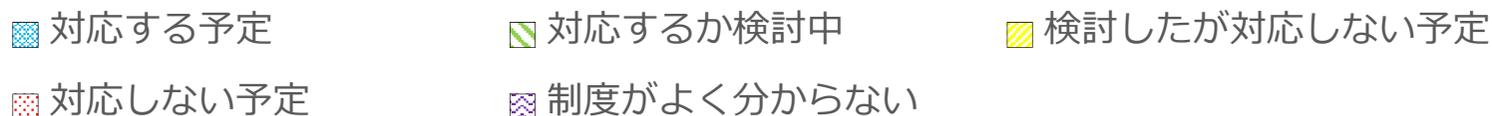


6. 改正電子帳簿保存法への対応の意向

①6

- 2022年1月1日に施行される、帳簿や証憑類の電子データでの保存を行いやすくする電子帳簿保存法の改正については、規模の大きな事業者ほど対応する予定の割合が高く、「売上高1億円超の事業者」では約3割が「対応する予定」としており、「検討中」を含めると約8割となる。
- 一方、小規模な事業者ほど「制度がよく分からない」割合が高く、「売上高1千万円以下の事業者」では約4割にのぼる。

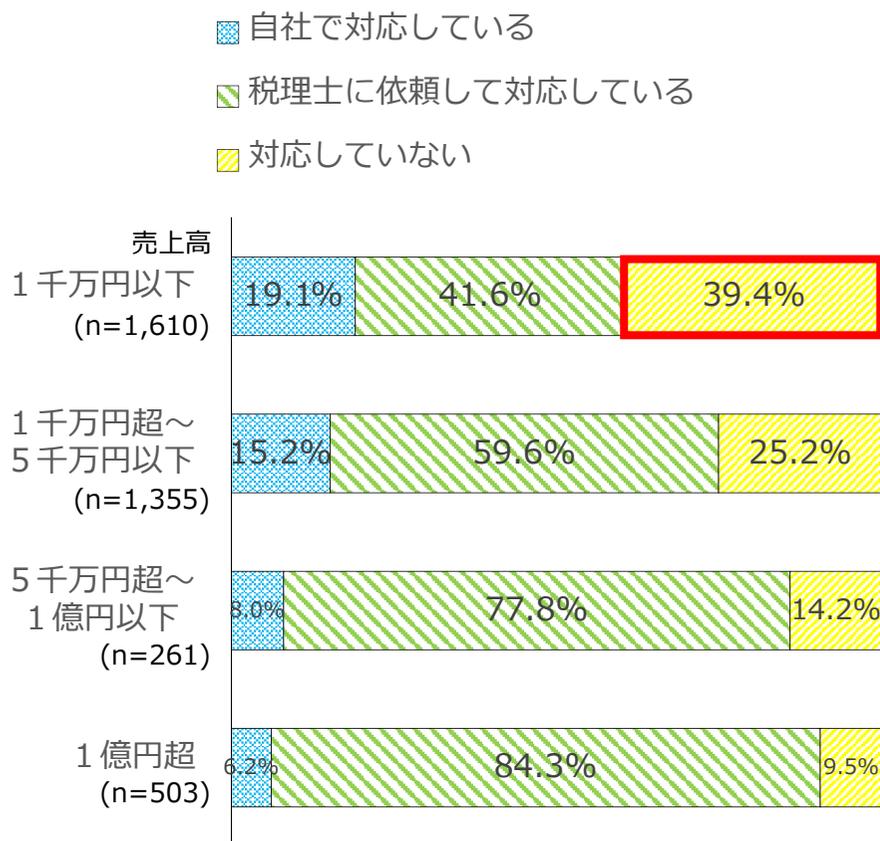
【電子帳簿保存法への対応の意向】



7. 電子申告への対応状況等

- 「売上高 1 千万円以下の事業者」の約 4 割は電子申告（e-tax）に対応していない。
- 電子申告に対応していない事業者の約 6 割が「メリットが感じられない」ことを理由としている。

【電子申告への対応状況】



【電子申告に対応していない理由】

